

台東区公共施設等総合管理計画（中間のまとめ）

パブリックコメント実施結果

意見受付期間	平成28年12月19日 ~ 平成29年1月13日
意見受付場所	区公式ホームページ上での受付 各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、 生涯学習センター、企画課窓口で閲覧・意見受付
意見受付件数	6人、9件

項番	意見	区の方考え方
1	多数議会を傍聴しているが、この意見書に書く事が有りません。	
2	<u>P.3 計画期間について</u> 公共施設等総合管理計画の計画期間が10年間となっていますが、社会状況の変動も激しいため、その状況に応じて、柔軟に計画を見直していくことも必要だと思えます。	本計画は、計画期間を10年間として公共施設等の整備における基本方針を示しておりますが、計画期間内においても、社会経済状況等著しい変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとしております。 (本編記載：P.3)
3	<u>P.10 施設分類別保有状況について</u> 表中に廃校となったまま活用されていない旧坂本小学校を含む公共施設が記載されていない。現状も地域の集会所や団体にも利用され避難所としても指定されており維持費もかかっているにも関わらず記載されていないのはおかしいのではないのでしょうか？たとえ民間資源を積極的に活用するとしても避難所としての機能や場所を確保するためには台東区としても適切な維持管理を実施することは必要だと思えます。	本区は、平成26年7月に公共施設の現状等を示した「台東区施設白書」を策定し、28年3月には、施設の予防保全型管理の推進と計画的な施設更新を実現するための進め方を示した「台東区公共施設保全計画」を策定いたしました。 両計画では、大規模改修・改築を想定しない施設や、本格活用を検討中の学校跡地等を除いて、区有施設の更新費用の将来推計をまとめており、本計画は、施設白書及び保全計画のデータを基に作成しております。 施設分類別保有状況の表に掲載している施設の考え方については、P11に「注意書き」を付けて記載していましたが、より分かり易い表現を用いて、本文に記載することといたします。 (本編記載：P.10)

項番	意見	区の考え方
4	<p>P.26 公共施設整備における基本方針</p> <p>現在、区が有する公共施設は、区民にとって必要な施設であると思われませんが、今後の人口動向などによっては、本計画に記載されているとおり、施設の統廃合も予想されます。</p> <p>施設の統廃合などの検討を進める際は、区民の意見を十分に聞いて欲しいと思います。</p>	<p>本区の人口は、今後も緩やかな増加が続くと推計されますが、保有する施設の適正化を図るための統廃合は、人口動向や区民ニーズ等の状況を見据えて検討をしていく必要があります。</p> <p>検討を進める際は、区民への説明、意見聴取を行いながら、より効率的・効果的な整備を図るよう取組んでまいります。</p> <p>(本編記載：P.26)</p>
5	<p>P.26、28、29 省エネルギー・省資源化等</p> <p>建築物のライフサイクルコストは、エネルギーコストが大きな比重を占めており、その削減及び環境負荷の低減を図るため、再生可能エネルギーの活用等や省エネルギー・資源化を図る基本方針はとても良い考えであると思います。</p> <p>また、電源の多重化を図ることにより、防災機能の強化に加え平常時の省エネルギーも図れるため、再生可能エネルギー（太陽光発電）やコージェネレーション、発電機能付きガスヒートポンプエアコン、蓄電池等の分散型電源の整備を考えるとよいと思います。</p>	<p>電源機能の多重化については、緊急時の電源喪失の回避や省エネルギー化の推進に有用であると認識しております。</p> <p>平成28年3月に策定しました公共施設の個別施設計画である「台東区公共施設保全計画」におきましても、省エネルギー・省資源化等の一つとして、太陽光等の再生可能エネルギーの利用を掲げ取組みを進めております。</p> <p>今後も、技術開発の進展による新たな設備については、施設の用途・規模などの状況に応じて導入の検討を行ってまいります。</p> <p>(本編記載：P.28、31)</p>
6	<p>P.29 メンテナビリティ（容易な維持管理）</p> <p>施設や機械設備の長寿命化を図るには、日常的な清掃や点検・劣化診断を行い、的確な修繕を行う事はとても良い考えであると思います。</p> <p>特に機械設備は、メンテナンス契約を締結し保守点検を行う事で機械設備の故障発生を抑制し、施設運営サービスの低下を防ぐ事も可能になるので、今後とも機械設備の清掃や保守点検などを計画的に実施していくことがよいと思います。</p>	<p>施設の機能を維持するためには、施設の設備機器の劣化を正確に把握し、それに対応して適切に補修するなどの維持管理が必要となります。区民をはじめとする利用者が、施設を安全、かつ安心して利用するために、施設管理者等の施設関係者は、法令に定められた点検の実施のほか、施設の不具合等の早期発見のため、点検マニュアルを作成し、電気・機械設備等の日常的な点検を実施しております。</p> <p>また、空調等の個別の機械設備については、施設ごとにメンテナンス契約を締結し、維持保全に努めております。</p> <p>(本編記載：P.26～29、31)</p>

項番	意見	区の考え方
7	<p>P.42 <u>インフラ施設整備における基本方針</u></p> <p>計画に記載されているインフラ施設については、日々、区民が利用するものであるため、定期的な点検等をしっかりと行い、施設を安全で良好に利用できるよう取り組んで欲しいと思います。</p>	<p>インフラ施設整備における基本方針として、「予防保全型管理の推進と計画的な施設更新」を掲げております。予防保全型の維持管理を推進し、施設を常に良好な状態で維持することで、安全性の確保を徹底してまいります。これらの具体的な取組みを着実に進めていくため、今後はインフラ施設に関する保全計画を策定していく予定であります。</p> <p>(本編記載：P.42、43)</p>
8	<p>P.41、42 <u>学校跡地について</u></p> <p>こちらに、H23年9月の「大規模用地の活用構想」に基づき適切に活用していくとの記載があるが旧坂本小や旧下谷小の活用方法や維持管理計画などについての具体的な記載はないため「台東区公共施設等総合管理計画」としての考えをきちんと説明すべきである。</p>	<p>現在、旧坂本小学校等については、「大規模用地の活用構想」に基づき、様々な行政需要を勘案し有効な活用が出来るよう、地域の方々のご意見を伺いながら、活用の検討を進めております。そのため、活用方法等の具体的な事項の記載については、本格活用が決定した際に検討してまいります。</p>
9	<p>P.43 <u>防災機能の強化について</u></p> <p>災害発生時の避難路確保の上でも、無電柱化は重要な施策である。東京都も区の負担金を全額する補助金の創設も予定しているため台東区として無電柱化計画を策定すべきである。</p>	<p>H28年12月に「無電柱化推進に関する法律」が成立したことや、東京都の支援策などの動向も踏まえ、台東区無電柱化基本方針の見直しを図るとともに、推進計画の策定についても、今後検討してまいります。</p>